

参加資格要件

見積書提出期限日において以下の要件のすべてを満たす者。

(1) 堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成 16 年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格について、区分「物品調達」のうち、業種及び種目「008001 図書・雑誌」または「005005 映画・ビデオ」で見積書提出期限日から見積合せ結果通知までの間、有効な登録を有していること。

(2) DVD について個人への館外貸出に対する著作権承認済みのものを納入可能なこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと（同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められてから 3 年を経過している場合を除く。）及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号。以下「契約規則」という。）第 3 条の規定に該当しないこと。

(4) 見積書提出期限日から見積合せ結果通知までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）による入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避（以下「入札参加回避」という。）を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされている更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。）第 30 条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第 199 条に規定する更生計画認可の決定（旧法第 233 条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第 174 条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 見積書提出期限日から見積合せ結果通知までの間に、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定。以下「排除要綱」という。）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）

（以下「入札参加除外」という。）を受けていないこと。また、排除要綱第 5 条第 2 号に規定する、大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。）（以下「通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。

(7) 本公募型見積合せ参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）が、他の公募型見積合せ参加者（契約に関する権限等を委任された受任者を含む。）を兼ねていないこと（同一代表者が複数の企業で同一業務に参加することができない。）

(8) 組合とその組合員については、次のいずれにも該当しないこと。

ア 組合とその組合員が同時に本公募型見積合せに参加する場合

イ 本公募型見積合せに参加する他の組合の組合員である場合

(9) 仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できること。